

送職工規則参照)

(一) 解雇者九十五名ヲ全部復職セシムルコト

(二) 臨時雇ヲ全部常雇ト爲スコト

(三) 争議費九千四百餘圓ヲ支拂フコト

ノ條件ヲ提出セシガ

會社側ハ之ヲ拒絶スルト共ニ

(一) 會社ハ解雇者中會社ノ自由選擇ニヨリ必要人員ダケ復職セシムルカ

(二) 前記九十五名ヲ一ト先ツ全部解雇シ之ニ對シ懲戒解雇ナルモ若干ノ減金ヲ與フ。但シ解雇者中希望ノモノアラバ會社ハ新入職工トシテ之ヲ再び採用スルコトアルベシ。

ノ二案ヲ立テ、宇田氏ニ委囑セリ

罷業團ハ又又強硬ナル態度ヲ採リ會社側又第一案ヲ放棄シテ第二案ヲ固執スルニ至リ。其間宇田氏ノ罷業團ニ對シテノ説得―若シ強硬